

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 4 月 29 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2013～2016

課題番号：25380063

研究課題名（和文）国際私法・国際民事訴訟法・仲裁法上の当事者自治原則の統一的把握とその応用可能性

研究課題名（英文）Uniform Construction and its Applicability of Party Autonomy Principle in Private International Law, International Civil Procedure Law and Arbitration Law

研究代表者

中野 俊一郎（NAKANO, SHUNICHIRO）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：30180326

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,800,000円

研究成果の概要（和文）：国際私法上の当事者自治原則は、伝統的に契約準拠法決定のための例外的手法と見られてきたが、最近では、不法行為、離婚、扶養、相続といった様々な分野においても認められつつある。国際仲裁において非国家法の適用可能性が認められつつあることは、この原則の新たな適用範囲の拡大として理解されるべきである。「分離独立性」原則が、仲裁合意のみならず管轄合意や準拠法選択合意にも妥当することは、国際私法、国際民事訴訟法及び仲裁法における当事者自治原則が、統一的把握を要することを示す。

研究成果の概要（英文）：The party autonomy principle, which is traditionally known as an exceptional conflict of laws method for determining *lex contractus*, is recently getting recognition in various fields, e.g., tort, divorce, maintenance or succession. The applicability of non-state laws in international commercial arbitration is to be understood as an expansion of its field of application. The fact that the "Separability" rule applies not only to arbitration clause but also to jurisdiction clause and governing law clause suggests the party autonomy principle in private international law, international civil procedure law and arbitration law require uniform construction.

研究分野：国際私法

キーワード：当事者自治 国際私法 国際民事訴訟法 仲裁法

1. 研究開始当初の背景

国際私法上、国際契約の当事者は、契約準拠法を合意で指定することができる(法適用通則法7条:当事者自治の原則)。他方において、契約当事者は、契約紛争が生じた場合の国際裁判管轄を合意で決定できるほか、裁判に先だって調停を試みるよう義務づけたり、仲裁での紛争解決を合意することもできる(民訴法3条の7、仲裁法13条)。これらの合意は、適用法規や紛争解決手続に関する予見可能性を保障し、国際取引紛争の解決コストを最小化しようとする点で共通しており、同一の契約条項内で規定されることも少なくない。ところが、学問上、準拠法合意は国際私法、管轄合意・調停合意は民事訴訟法、仲裁合意は仲裁法の扱う問題とされ、それぞれ別個に検討対象とされてきたために、これらの合意を相互に関連づけながら統一的に理解しようとする試みは十分にされてこなかった。このことは、紛争解決条項の整合的な解釈を妨げ、実務的にも混乱を生じさせる面があった。

例えば、従来の国際私法学上の通説は、不法行為事件に当事者自治原則は妥当しないとしてきたが、管轄合意・調停合意や仲裁合意が不法行為事件でも許されることに照らせばこの考え方は整合的でなく、平成18年に導入された法適用通則法21条がこれを改めたのは自然なことであった。また、通説は、準拠法合意や国際裁判管轄合意の意思表示の瑕疵は国際私法・国際民訴法独自に判断するというが、仲裁合意のそれは当事者が選択した仲裁合意の準拠法によるとされる点で顕著な違いを残している(最判平成9年9月4日民集51巻8号3657頁)。一部の下級審裁判例は、国際的な調停前置の合意は紳士条項的な意味しかもたないというが、諸外国の裁判例はその法的拘束力を認める傾向にあり、準拠法合意や管轄合意に与えられる強い効果とのバランス上も問題を残していた。

他方、ヨーロッパに目を転ずると、国際私法上の当事者自治の原則は、契約・不法行為といった財産法分野のみならず、離婚、扶養、相続といった家族・相続法の分野にも徐々に浸透しつつある。また、国家以外の団体が定立した法規範(非国家法)を当事者自治の対象としてよいかどうかについて、国によって扱いは異なり、学説上も見解が一致しない。これらの問題を検討するにあたっては、法抵触問題の解決という国際私法的視点からだけではなく、訴訟手続や国際仲裁手続での取扱いという手続法的視点からも検討を加えることが有益と思われるが、このような試みは、これまで十分になされてはこなかった。

2. 研究の目的

以上のような背景から、本研究は、当事者自治の原則に、国際私法、国際民事手続法、仲裁法という三つの視角からアプローチし、その全体像を多角的・複眼的に再検討することを目的としている。

取り上げるべきテーマは多岐にわたるが、まず第一に、当事者自治原則がよって立つ正当化根拠を明らかにしたうえで、この原則が妥当すべき法領域は契約・不法行為に限定されるべきものか、それとも家族法、相続法、氏名法といった、より広い範囲に波及しうるものなのかが、検討されなければならない。

第二に、当事者が選択できる法は、国家立法者の手によるもの(国家法)に限られるか、それとも非国家法をも含むのが問題になる。この点については、仲裁手続と裁判手続とで扱いに大きな違いが見られるように思われるが、その原因は何に由来するのかについても検討されなければならない。最近、一部の国においては、国際紛争の円滑・実効的な処理という観点から、裁判所組織や裁判手続を国家法の制約から徐々に解放する動きを示しており、これについても、そこで当事者自治原則が果たす役割を切り口として、検討しておく必要がある。

さらに、当事者が外国法を指定した場合には、裁判手続や仲裁手続において、それがどのように扱われるべきかが問題となる。わが国の裁判手続においては、従来、外国法の主張・立証を裁判所の職責とする考え方が強かったが、最近のわが国における国際仲裁手続においては、英米法的な当事者主義への動きが顕著に認められる。その違いが何に由来するものであり、将来的な方向性がいかにあるべきかについても、当事者自治原則の発展傾向とも考え合わせながら、検討される必要がある。

本研究は、以上のような目的意識に基づき、当事者自治原則をめぐる問題の全体像の解明に向けた基礎を構築するとともに、分析から得られた知見を、他の問題領域にも応用する可能性を検討しようとするものである。

3. 研究の方法

わが国国際私法学上、長らく当事者自治の原則は、契約準拠法の決定についてのみ認められる特殊な法選択規則であるとされ、ごく最近になって、不法行為法分野にも限定的な形で導入されたにすぎない。そのため、学説・判例上の議論の蓄積は十分ではなく、上に述べた研究目的を達成するためには、比較法的手法によらざるをえない。とりわけ、契約、不法行為のみならず、離婚、扶養、相続、氏名法といった広い範囲で当事者自治の原則を導入しつつあるヨーロッパの動きについて、詳細な調査・研究が必要となる。

他方、外国法の適用のあり方については、裁判手続での扱いと国際仲裁手続での扱いにずれが生じているように思われるほか、準拠外国法の内容不明の場合の扱いにつき、学説上の議論は極めて混乱している。これについては、わが国における従来の裁判例を網羅的に検討しなおし、そこでの扱いの是非について再検討する必要がある。

さらに、非国家法の適用可能性との関係で当事者自治が果たす役割については、渉外事

件における法秩序の多元性という状況において、国際私法がどのような手法で当事者の利益保護を図ってきたかを、歴史的な視点も含め、広い視野から検討する必要がある。

4. 研究成果

仲裁合意については、いわゆる「分離独立性の原則」が広く認められ、主契約の無効・取消しは仲裁合意の効力に影響を及ぼさないとされている。しかし、その意味や根拠、例外的処理の可否などについて、わが国の学説上の議論は乏しく、明確な答えは得られない状況にあった。そこで、後掲雑誌論文においては、比較法的調査を踏まえ、この原則には現段階においては例外といえるものがないこと、実質法的意味に加え、主契約・仲裁合意が独立の準拠法をもちうるという抵触法的意味も認められること、仲裁合意のみならず、管轄合意や準拠法選択合意についても同じ考え方が妥当しうることを明らかにした。

親族・相続法の領域につき当事者自治の原則が妥当するかどうかは、わが国において従来議論されることの少ないテーマであった。後掲雑誌論文は、これについて比較法的見地から検討を加えたものである。結論としては、当事者自治原則をこれらの分野に拡大することについて理論的障害はないが、契約の場合のような無制限の当事者自治の導入は適当ではなく、一定の量的制限が必要になること、これらの分野への当事者自治の拡大は、当事者自治原則の正当化根拠に関して再検討の必要性を生ぜしめるほか、当事者自治原則を、国際私法上の一般原則として、総論上のテーマに変質させるという意味をもつこと、等が示された。

後掲雑誌論文、学会報告、図書、図書では、日本の裁判手続における外国法適用のあり方について紹介したうえで、外国法不明の場合の処理としては、通説とは異なり、

内国法適用説によるのが正当であること、従前の裁判実務もこれを裏打ちしていること、財産関係事件においては、国際仲裁手続での当事者主義的扱いが裁判手続にも影響を及ぼす可能性が高いことなどを指摘した。

後掲雑誌論文 では、既に法適用通則法の制定以前において、ODA に伴う環境破壊を理由とする国際不法行為請求事件につき、当事者による準拠法選択合意に一定の効力を認めた裁判例があり、これが理論的にも支持されうることを示した。このほか、後掲雑誌論文、図書 では、国際裁判管轄の合意、国際仲裁の合意をめぐる最近の内外の事例を検討・紹介している。

さらに学会報告 においては、涉外事件における法の多元性という問題を取り上げ、国際私法は、準拠法選択によってこれを解消するという手法から、当事者自治や選択適用の手法を通して多元性を活用する手法へと変化してきたこと、国家法から非国家法へ、仲裁の脱国家化という傾向もこれと連動していること、他方において、国家裁判所の側でも、近年、一部に、脱国家化と呼べるような動きが認められることなどを指摘した。もっとも、これについては、未だ研究成果として十分にまとまったものではなく、なお幅広い視野から調査・検討を必要とするため、今後、新たな研究プロジェクトを立ち上げ、継続して検討を行うこととした。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計9件)

Shunichiro Nakano / Chin-yen Wang, 共著, State Recognition and Judicial Assistance - Judicial Assistance and Judgment Enforcement Between Japan and Taiwan, International Journal of Procedural Law, 査読無し, Vol.3 Nr.1, 2013, pp.80-103

中野 俊一郎、単著、仲裁合意の分離独立性について、仲裁とADR、査読無し、9号、2014、12-18頁

中野 俊一郎、単著、国際親族・相続法における当事者自治の原則、神戸法学、査読無し、65巻2号、2015、1-54頁

Shunichiro Nakano、単著、Proof of and Information about Foreign Law in Japan, Korea Private International Law Journal、査読無し、Vol.22 No.2、pp.537-553

中野 俊一郎、単著、日本の政府開発援助(ODA)によるダム建設で移住を強いられたと主張する外国人及び外国環境保護団体からの損害賠償請求等、私判リマークス、査読なし、47号、2013、138-141頁

中野 俊一郎、単著、差止命令の国際裁判管轄と民訴法118条1号、判例評論、査読無し、672号、2015、20-24頁

中野 俊一郎、単著、タイ裁判所を指定する国際的専属管轄合意の有効性、平成26年度重要判例解説、査読無し、2015、302-303頁

中野 俊一郎、単著、外国を仲裁地とする仲裁の合意と日本の会社更生手続、私判リマークス、査読無し、53号、2016、134-137頁

中野 俊一郎 = 阮 柏挺、共著、新・国際商事仲裁関係判例紹介(71)(75)(79)(83)(87)(91)(95)(99)(103)(107)(111)(115)、JCA ジャーナル、査読無し、60巻5号78-79、9号68-69頁(以上2013)、61巻1号80-81頁、5号88-89頁、9号84-85頁(以上2014)、62巻1号80-81頁、5号80-81頁、9号76-77頁(以上2015)、63巻1号42-43頁、5号48-49頁、9号66-67頁(以上2016)、64巻1号46-47頁(2017)

〔学会発表〕(計2件)

中野 俊一郎、Proof of and Information

about Foreign Law in Japan, 19th
International Congress of Comparative
Law, 2014年7月24日、ウィーン(オース
トリア)

中野 俊一郎、国際社会における法規範の
多元性と国際私法、国際法学会、2016年9
月10日、静岡コンベンションアーツセンタ
ー・グランシップ(静岡県)

〔図書〕(計7件)

中野 俊一郎ほか、共著、経済社会と法の
役割、2013、1350(1135-1162)

中野 俊一郎ほか、共著、実務民事訴訟講
座、第6巻、2013、458(441-458)

中野 俊一郎ほか、共著、民事手続法の現
代的機能、2014、864(761-780)

Shunichiro Nakano ほか、共著、19th
International Congress of Comparative
Law, Japanese Reports for the XIXth
International Congress of Comparative
Law (CCLP Publications No. 13), 2015,
289(90-99)

中野 俊一郎ほか、共著、国際私法、2016、
462(381-414)

中野 俊一郎ほか、共著、判例講義民事訴
訟法、2016、311(23-35)

中野 俊一郎ほか、共著、演習国際私法 Case
30、2016、78-85、281-288頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中野 俊一郎 (NAKANO, Shunichiro)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30180326

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者

(4) 研究協力者